

入所後の各種届について

提出期限：変更が生じる月の前月18日まで(土日祝日の場合はその前の平日)

提出先：保育課（在園中の方は園経由の提出も可能ですが、期日に余裕を持ってご提出ください。）

留意事項：認定区分の変更により、保育料や預かり時間等にも影響するため、速やかに手続を行ってください。※締切厳守

※提出期限に間に合わない場合は、事前に保育課にお電話でご相談ください。

	事由	提出書類		
		内容変更届	変更認定申請書	その他・備考
就 労	勤務先の変更	○	※	就労証明書
	勤務先の名称、住所変更	○		就労証明書
	勤務時間、日数の変更	○	※	就労証明書
	勤務先の電話番号変更	○		
	就労から求職活動へ変更	○	○	求職活動申告書
	求職活動から内定へ変更	○	※	内定証明書
	求職活動から就労へ変更	○	○	就労証明書
	【在園児】育児休業の取得及び延長	○	○	育児休業届（※ <u>出産後</u> に提出）
	介護休業の終了	○	※	復職証明書
	育児休業の終了	原則必要ありませんが、 状況により必要な場合もあります。		復職証明書
	休職中等からの復職			復職証明書
家 族 構 成	離婚	○		戸籍謄本（コピー可）
	婚姻	○		戸籍謄本（コピー可） 新たに家族になった方の課税証明書、就労証明書等
	18歳から64歳の同居者が増える場合	○		同居者状況届
	出産予定	○	※	出産予定届、 母子手帳のコピー（出産予定日の記載があるページ）
そ の 他	自宅住所、電話番号の変更	○		※市外転居：転出先の自治体で別途手続きが必要。
	生活保護の開始	○		生活保護受給証明書
	疾病・障害要件へ変更	○	※	診断書または各種手帳のコピー
	看護・介護要件へ変更	○	※	介護状況申告書、介護保険被保険者証のコピー
	就学要件へ変更	○	○	在学証明書、時間割表
	保育所(園)を2週間以上欠席する場合	長期休暇届 場合により、診断書等の各種証明書をお願いすることがございます。 原則60日（土日含む）以上欠席する場合は退所となります。 長期休暇中の保育料は全額保護者負担となります。		
退所する場合	退所届 退所日は月末とします。 退所理由がその他の場合は余白に理由をご記入ください。 市外へ転出される予定の方で転出後も継続して在園を希望する場合も、退所届が必要です。			

※変更認定申請書については、保育時間（標準時間、短時間）、認定の有効期間が変更となる場合に提出が必要です。

- ・場合によっては、表の限りでない場合もありますので、ご不明な点等ございましたら保育課にお電話でご相談ください。
- ・各種変更届は一式そろえてご提出してください。